



成年後見制度 その2

成年後見人の仕事

前回の法律コラムでは、成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類あることをご紹介しました。

2回目の今回は、本制度の中核でもある成年後見を例に、裁判所から選任を受けた成年後見人が、具体的にどのような仕事を行うのか見ていきたいと思います。

成年後見人が被後見人のために行う仕事は、大きく分けると「身上監護」と「財産管理」に分類されます。そして、そうした後見事務を裁判所に報告することも成年後見人の重要な仕事になります。

以下、順に見ていきます。

1 身上監護事務

成年後見人には、身上配慮義務が課せられています（民法858条）。

後見人が配慮すべき身上監護の範囲は、基本的には、被後見人の身上に関する一切の事項です。

しかし、成年後見人は、本人が意思能力（有効に法律的な行為をする能力）を欠いていると認められる場合に裁判所が選任する代理人ですから、おのずとその仕事内容は、契約その他の手続行為が中心となります。

もっとも、どの程度の身上監護を要するかは、本人の精神状態や生活困難の度合いにもよりますので、個別的な状況を踏まえて検討することになります。

一般的に、成年後見人の身上監護の目的とされる事務は以下のようなものになります。

- 治療・入退院に関する病院との契約に伴う諸手続
- 住居に関する契約の締結・変更・解除
- 施設の入退所に関する契約に伴う諸手続

- 入所した施設での処遇の監視
- 要介護認定手続および更新手続
- 介護に伴う契約、福祉サービス利用に関する諸手続

2 財産管理事務

成年後見人には、本人の財産に関する法律行為についての包括的な代理権と財産管理権（民法859条）があり、本人が行った法律行為に関する取消権（民法859条・120条）があります。

ただし、「日用品の購入その他日常生活に関する行為」（民法9条）については、被後見人本人が自由に行うことができます。したがって、本人がスーパーやコンビニなどで食品や日用品を購入することは特に差し支えありません。

成年後見人の財産管理の目的とされる事務は、具体的には以下のようなものになります。

- 預貯金・有価証券の管理
- 収支の管理
- 不動産の管理
- 居住用不動産の処分（家庭裁判所の許可必要）
その他財産の処分
- 確定申告・納税手続
- 医療・介護費用等の公的助成手続

3 家庭裁判所への報告

成年後見人は、選任後1か月以内に後見事務の報告書を家庭裁判所に提出しなければなりません。

その後は、1年ごとに家庭裁判所に報告することになります。大阪家庭裁判所では、毎年本人の誕生日に報告する扱いとなっています。



守口門真総合法律事務所

〒570-0056 大阪府守口市寺内町2丁目7番27号
富士火災守口ビル5階

<https://murakami-law.org/>
TEL 06-6997-7171

- 電車でお越しの方
 - ・京阪電車「守口市駅」西出口（南側）より徒歩1分
 - ・地下鉄谷町線「守口市駅」3番出口より徒歩8分
- お車でお越しの方
 - ・ビルには駐車場がございませんので、近隣有料駐車場をご利用ください。

もりかど通信

2018年 夏号 Vol.10

ご挨拶

謹啓

季夏の候、ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。
守口門真総合法律事務所 所長弁護士の村上和也でございます。

まずは、6月の大阪府北部地震と、その後7月に発生した記録的豪雨に際しまして、被災されたご依頼者様・関係各位並びにご家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

さて、当事務所は地元の皆様に支えられ、お陰様で11年目を迎えるとしております。多くのお客様にご依頼をいただき、心より感謝申し上げます。今後も所員一丸となり、みなさまのご相談に迅速に対応できるように精進致します。

最近では、世間一般に「争族」（そうぞく・あらいぞく）という造語が定着してきておりますが、当事務所でも、「遺産分割」「遺言書作成」などの相続に関する案件が増えてきております。このような案件が増えている背景には、一人一人の権利意識が高まってきていること、インターネットの普及により情報収集が容易になったこと、終身雇用制の崩壊、年金の減額や支給年齢の引上げ等、経済状況の変化による将来不安となる要因が増えていることが考えられます。そういった中で大切な人や家族が争ったり、争いに巻き込まれたりするのを目にするのは誰しも避けたいものです。

そこで、当事務所では、「争族」を回避し、大切な人や家族が争うことがないようにするため、以下の取り組みをしてきました。

1. 相続パンフレットの発行
2. オリジナルのエンディングノートの作成
3. 地域の集まりでの相続セミナー開催
4. 産経新聞に「相続対策」をテーマにした記事の寄稿
※今回の通信に掲載いたしました。

これらの取り組みを継続・発展させて、「争族」を回避し、大切な人や家族が争うことがないように、引き続き様々な法的アドバイス・情報発信をして参ります。今後とも、宜しくお願致します。

平成30年8月吉日

謹白



所長弁護士 村上和也